

〈はまぎん〉資金集中管理サービス利用規定〔平成27年 4月 1日改定〕

第1条【サービス内容】

「〈はまぎん〉資金集中管理サービス」(以下「本サービス」といいます)は、株式会社 横浜銀行(以下「銀行」といいます)が指定する「資金集中管理サービスソフトウェア」を用いて、本サービスの利用者(以下「契約者」といいます)自らが占有・管理する、銀行指定の型式のパーソナルコンピュータ等電子機器端末機を使用した依頼に基づき、次のサービスを利用することができます。なお、本サービスでは複数の契約口座について同時に一括して、または個別に処理することが可能です。

(1) 資金移動サービス

契約者が別途銀行に提出した、「〈はまぎん〉F Bサービス[アンサー系]利用申込書」に記載の申込口座・振込資金決済口座(以下「契約口座」といいます)から契約者が指定した金額を引き落としのうえ、契約者が別途銀行に提出した、「資金移動サービス(登録方式)入金指定口座届」で指定した入金指定口座へ入金するサービス

(2) 取引照会サービス

契約口座の取引内容を照会するサービス

第2条【利用するアンサーサービスの申し込み、指定】

本サービスの利用にあたり、契約者は次のいずれかのアンサーサービスを契約することとし、どのアンサーサービスを利用するかは、本サービスの利用申込書(〈はまぎん〉資金集中管理サービス利用申込書)で指定することとします。

- ① 〈はまぎん〉アンサースーパーパソコンサービス
- ② 〈はまぎん〉マルチバンクウェブ[アンサー](ANSER-SPC)
- ③ 〈はまぎん〉マルチバンクウェブ[アンサー](ANSER-HT)

第3条【手数料等】

本サービスの利用にあたって契約者は、「エレクトロニックバンキングサービス手数料一覧表」記載の当初契約料、月額手数料等の手数料を、別途銀行に提出した「エレクトロニックバンキングサービス手数料引落指定口座届」で指定した条件により支払うこととします。なお、月額手数料については、1か月に満たないサービス利用期間についても1か月分を支払うこととします。

第4条【取扱可能な預金の種類】

本サービスで取扱可能な預金の種類は、銀行所定のものに限りません。

第5条【利用規定の準用】

本規定に定めのない事項は、「〈はまぎん〉F Bサービス[アンサー系]利用規定」の定めによることとします。

以上